



2017 ~ 2018 年度
R I テーマ

ROTARY: MAKING A DIFFERENCE

ロータリー: 変化をもたらす

国際ロータリー会長

イアン H.S. ライズリー (国籍・オーストラリア)

2720 地区

別府中央ロータリークラブ



例会日 火曜日 12 時 30 分
ところ ホテル別府パストラル 〒874-0836 別府市東荘園町1丁目4
TEL (0977) 23-4201 FAX 25-3610
事務所 別府市西野口町1番1号 青山通りビル 3F
〒874-0931 TEL (0977) 23-9000
FAX (0977) 23-9019
<http://www.beppu4rc.jp/chuo/>
E-mail: info@beppu4rc.jp

理事	佐々木久宜	理事	平野 教康	役員	会長	佐々木久宜	S A A	梶原 和朗
〃	梅津 圭二	〃	亀井 孝	副会長	副会長	梅津 圭二	直前会長	梶原 和朗
〃	鳴海 淳郎	〃	近藤 賢司	幹事	幹事	西馬 良和		
〃	村津 忠久	〃		会計	会計	森園 伸也		

VOL. 30 - 12
2017 年 9 月 26 日

第 1344 回 例会

会報委員長 森 宗明

◆点 鐘 12 : 30

◆R S 四つのテスト

◆唱 歌 月

◆出席報告 委員長 衛藤 秀子

本日 の 出 席	会 員 総 数	25 名
	出 席 者	18 名
	事前メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
	出 席 免 除	2 名
前 々 回 の 訂 正	欠 席 数	5 名
	出 席 率	78.26 %
	出 席 率	78.26 %
	事後メイクアップ	0 名
	理 事 会 承 認	0 名
9/12	出 席 免 除	2 名
	修 正 出 席 率	82.61 %

連 続 - 回
通 算 750 回 100 %

会長の時間 会長 佐々木久宜

皆さんこんにちわ。

会長の時間です。

日曜日の親睦ゴルフに参加された皆さんお疲れさまでした。

天気も良く、参加人数もだいぶ増えてきてとても良い親睦活動になったのではないのでしょうか。

これでハンデキャップが決まりましたので賞金王目指して頑張りましょう。

今日の卓話は森会員による『定款・細則について』の説明です。

普段あまり考えていませんでしたが、国際RCの方から変更になってきていますので、世界的に

・メイクアップ

事前

事後

欠席 堀、亀井、森園、中尾、土谷

理事会承認

出席免除 溝部、河村

はどんどん変わってきているということだと思います。

うちのクラブの今後の在り方について、うちのクラブの方針をしっかりと理解しましょう。



—基本的教育と識字率向上月間—

1. 本日の卓話

「定款・細則について」森 宗明会員

2. 9月22日(金)11:00~別府市内4RC合同事務局に於いて「市内4RC会長・幹事会」が開催され、佐々木久宜会長が出席致しました。

3. 9月24日(日)9:15~パシフィックブルーカントリークラブに於いて第3回別府中央RC親睦ゴルフコンペを開催致しました。

優勝:河村貴雄会員 準優勝:近藤賢司会員
3位:平野教康会員

出席者:佐々木久宜会長、後藤隆、平野英壽、平野教康、梶原和朗、梶原茂樹、亀井孝、河村貴雄、近藤賢司、前田哲矢、森園伸也、土谷昌志、西馬良和 各会員

4. 委員会報告

○ロータリー探求No.553 「「いい医療の日」
ならびに「皮膚の日」の制定について」
鳴海淳郎R情報委員長より

5. お祝い

配偶者誕生日 梅津 麻美さん(10月1日)
※記念品をお渡しいたします。

皆 勤 鳴海 淳郎会員(9月25日=47年)

6. 例会変更のお知らせ

別府東RC 10月5日(木)の例会は、大分第3グループIMの為 10月7日(土)17:00~ホテルサンバリーアネックスに日時・場所変更

臼杵RC 10月5日(木)の例会は、4クラブ合同グラウンド・ゴルフ大会及び親睦例会の為、10月6日(金)13:30~はちまんの郷宇佐グラウンド・ゴルフ場に日時・場所変更

別府RC 10月6日(金)の例会は、大分第3グループIMの為 10月7日(土)17:00~ホテルサンバリーアネックスに日時・場所変更

別府RC 10月12日(木)の例会は、観月会の為、同日18:30~割烹旅館もみやに時間・変更

大分RC 10月10日(火)
日出RC 10月10日(火)
大分東RC 10月12日(木)
大分南RC 10月13日(金)

の例会は定款第8条第1節(C)に基づき休会

7. 次週例会の予定

「大分第3グループIM」

※10月3日(火)の例会を変更し、10月7日(土)17:00~ホテルサンバリーアネックスに於いて開催いたします。

8. 本日の回覧

- ①「大分第3グループIM」出・欠席
- ②「第34回別府近隣7RC親睦ソフトボール大会」出・欠席
- ③「第4回別府中央RC親睦ゴルフコンペ」出・欠席

9. 本日の配布

- ① 週報No.1342



スマイルボックス 委員長 高宮 勝美

卓 話 森 宗明

○鳴海会員

今日は久しぶりのスマイルボックス。大いに奮発したいと思います。

○梶原会員

みなさんお久しぶりです。また仲良くしてやってください。また例会に出れる事を祈ってスマイル。

○西馬会員

先週末の日曜日のゴルフコンペ、お疲れ様でした。

参加者が13名と多かったので、とても盛り上がりました。私自身もベストスコア「91」が出たので良かったです。次回は「90」切りを目指して、年間ランキング1位の近藤選手に勝てるように頑張りますので、よろしくお祈りします！

○近藤会員

久しぶりに高宮スマイル委員長が出席したので、あまりにも嬉しくてお義理でスマイル！

○森会員

久しぶりに皆さんの前で話をさせていただきます。3年振りかしら？

○高宮会員

久しぶりです。皆さんの元気な顔を見て安心しました。森さんの卓話楽しみです。

○村津会員

例年、10月になってから花を付け、日本の秋そのものを感じさせる「金木犀」が、先週木曜日・21日の夜に早々と香りを広げました。

しばらくの楽しみにスマイル。

定款・細則について

今年度のクラブ定款および細則は「別府中央ロータリークラブの活動と現況報告」の中に綴じてありますのでご覧頂きたいと思います。

まず、ロータリークラブにおける定款と細則の意義について以下のような事が書かれてあります。

「すべてのロータリー・クラブが※1『標準ロータリー・クラブ定款』に従って組織されています。1922年に、米国ロサンゼルスで開催されたRI国際大会の代議員は、以後、連合体に加盟する全クラブが『標準定款』を採択することを決定しました。1922年前に加盟した多くのクラブも『標準定款』を採択しています。

標準ロータリー・クラブ定款の条項には、クラブの名称、所在地域、綱領の受諾が含まれていません。会合、会員身分、出席、入会金、理事および役員役割に関する規定も含まれています。標準ロータリー・クラブ定款は多年にわたり改正を重ねてきました。ロータリーの規定審議会のみが標準ロータリー・クラブ定款を改正できます。標準クラブ定款が改正されると、規定審議会直後の7月1日に、各クラブはその改正を自動的に採択することになります。クラブの名称と所在地域については、クラブ例会の決議を経て、RIの承認を得れば、改正することができますが、2004年規定審議会での決議に要する人数が出席し、投票する会員の3分の2の賛成が必要とされるよう改正されました(04-35)。

※2『推奨ロータリー・クラブ細則』は、指針として推奨されているものです。クラブは、必要に応じて細則を改正できますが、その改正はRI定款、RI細則、クラブ定款と合致した内容のものでなければなりません。

ロータリー・クラブの細則は、採決の方法、委



員会の任務、財務、決議、議事の順序などクラブ定款で取り上げていない分野を含みます。」

※1 『標準ロータリークラブ定款』 RIが定めるもので変更はできない、これが世界中のロータリークラブ共有のクラブ運営の指針となります。

※2 『推奨ロータリークラブ細則』 それぞれのクラブの地域・構成員・人数などの状況に応じて変更可能な部分がありますので、それぞれのロータリークラブに最適な指針になるように協議検討により確定施行されます。

以下に今回の細則改正のポイントを書きましたのでご覧ください。

クラブ運営に係る大きな変革が取り入れられようとしていると感じます。これは本年度の細則の最後にも補足として記載致しました。

補足

※2016年4月10日～15日 米国イリノイ州シカゴで行われた規定審議会決定報告書より特筆すべき点を以下に抜粋しました。

1、採択制定案16-07 クラブ会員の**入会金を廃止する**件として採択された。

2、採択制定案16-82 **従来型クラブとEクラブの区別をなくす**件でEクラブ（衛星クラブ）が正式なロータリークラブのあり方として認められました。

3、採択制定案16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件

例会と出席に関する規定の例外

本定款の第7条第1節、第10条第1、2、3、4、5節、第13条第4節に従わない規定ま

たは要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは、**少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。**

4、採択制定案16-30 直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件

第6条 会合

第1節 一 例会。

(a)日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、直接顔を合わせて定期の会合を開かなければならないものとする。本クラブはまた、この方法では例会に出席できない会員のために、**オンライン例会を手配するか、またはオンラインでつながる方法を提供することもできる。…つまり衛星を介してのEクラブでのメイクアップを認める**ということ。

以上